

平成20年6月第10回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成20年6月13日第10回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	日 下 初 夫	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	東 常 太 郎
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
教育長	鈴 木 光 範	学務課長	齋 藤 良 一
生涯学習課長	遠 藤 敏 夫	農業委員会事務局長	東 常 太 郎
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 4 選挙管理委員会補充員の選挙
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(亶理町町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 19 年度亶理町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 19 年度亶理町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 9 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 19 年度亶理町一般会計予算)
- 日程第 10 議案第 40 号 亶理町環境基本条例
- 日程第 11 議案第 41 号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 42 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 43 号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 44 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 45 号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 46 号 平成 20 年度亶理町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 47 号 平成 20 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 48 号 平成 20 年度亶理町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 報告第 2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第22 農業委員会委員の推薦について

日程第23 議発第 2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書

日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出のついて

日程第25 委員会の閉会中の先進地視察調査申出のついて

午前9時58分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番 小野一雄議員、2番 熊澤 勇議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

町長提出議案であります。

町長から追加議案1件、諮問2件、報告1件の合計4件が提出されております。

各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、教育福祉常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会から、閉会中の先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

〔議案末尾掲載〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

本日、追加議案といたしまして、ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は4件でございます。

よろしく審議方、お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第48号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入については、営業外収益に公用車交通事故に伴います保険料16万円を追加補正するものでございます。

収益的支出につきましては、営業費用に愛宕配水場の水系や修繕やタンク清掃委託料、のり面崩壊に伴います工事費、補償費並びに給水活動に要した経費と、交通事故に伴います修繕費、補償費等で844万2,000円、また特別損失に、今回の漏水事故による応援給水活動に要しました経費1,000トンで67万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、平成20年9月30日で、2名の委員が任期満了になることから、渥美雅之氏については引き続き、渡辺彰夫氏の後任として新たに吉田征悦氏を、それぞれ人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

報告第1号 専決処分の報告については、亙理町字愛宕前149番地23号で発生し

た軽微な物損事故における関係者との和解について、専決事項の規定第2項の規定により、平成20年6月6日専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

以上、提出議案について、ご説明申し上げたが、慎重ご審議賜りまして、提案どおり可決承認くださりますようお願いを申し上げます、提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 選挙管理委員会委員の選挙

議長（岩佐信一君） 日程第3、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

〔議案末尾掲載〕

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法においては、議長において指名することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、高倉 豊君、菊地正博君、小野喜久君、奥原隆則君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めること

にいたししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、高倉 豊君、菊地正博君、小野喜久君、奥原隆則君、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第4 選挙管理委員会補充員の選挙

議長（岩佐信一君） 日程第4、選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

〔議案末尾掲載〕

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長によって指名することといたししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会補充員には、木口巖夫君、小松武彦君、武者清一君、田原洋子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにいたししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木口巖夫君、小松武彦君、武者清一君、田原洋子さん、以上の方が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（亶理町町税条例の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第1号について、説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成20年4月30日、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

2ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が、平成20年4月30

日に交付され、住民税において、法人の均等割に係る改正や住宅借入金特別税額控除の申告取り扱いに係る改正、固定資産税において、独立行政法人緑資源機構が廃止されたことに伴う改正や、新築住宅等に対する減額規定等に引用する法律が改められたため、亘理町町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

亘理町町税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

なお、この改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則にならひまして、改正を行ったところでございます。

亘理町町税条例の一部を改正する条例

亘理町町税条例（昭和34年亘理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表の1ページを参照しながら、亘理町町税条例の一部改正要点の、1ページの主な改正条項について、説明を申し上げまして、文言の整備や引用条項については、省略をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

最初に、条例第23条、町民税の納税義務者等でございますが、今回の税制改正において、公益法人制度の改正があったところでございます。

平成20年12月1日から施行されるわけでございますが、その内容につきましては、現在の社団法人と財団法人制度を廃止して、新たに届出だけで設立できず、一般社団法人と一般財団法人に、また公益性が認定された場合には、公益社団法人と公益財団法人が新たに設立されるわけでございます。

また、現在の公益法人は5年間の移行期間がございまして、この間は、特定民法法人として、現在の公益法人と同様の扱いをする改正内容でございます。

この公益法人制度の改正により、町民税の納税義務者を規定している条例第23条第1項第4号、これは均等割のみ課税ということでございますが、これから人格のない社団を削除して法人とみなす改正をしたところでございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

次に、条例第31条、均等割の税率でございますが、公益法人制度の改正に伴いまして、法人町民税均等割額の表の改正と、公益社団法人及び公益財団法人、並びに一般社団法人及び一般財団法人については、今回の改正により最低税率5万円を適用するという改正でございます。

また、人格のない社団等、公益法人等など、資本金の額、または出資金の額を有しない法人については、均等割を課す場合は、最低税率とする。このような内容でございます。

また、人格のない社団、または財団で収益事業を行わないものについても、非課税とする、このような内容でございます。

また、博物館の設置、または学術の研究を目的とする公益社団法人、公益財団法人が収益事業を行わない場合は、非課税扱いとする。このような内容でございます。施行日は、平成20年4月30日からでございます。

次に、条例第54条、固定資産税の納税義務者等と、条例第131条特別土地保有税の納税義務者等でございますが、今回の地方税法の改正に伴いまして、「独立行政法人緑資源機構」が廃止されまして、「独立行政法人森林総合研究所」がその事業を承継し、一定の業務のように供する場合には固定資産税等を非課税とする改正をしたところでございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

次に、条例附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除でございますが、納税通知書が送達された後に、申告書が提出された場合においても、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることの改正をしたわけでございます。

今年度から、個人住民税について、住宅ローンの特別控除が適用されるわけでございます。そのためには、申告が必要でございます。申告の必要性については、事前に広報等により周知をしているところでございますが、申告期限までに申告をしない対象者がいるわけでございます。そのための改正でございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

次に、条例附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適

用を受けようとする者は、すべて申告でございますが、省エネ住宅改修工事の特例課税でございます。

今回の地方税法附則の改正によりまして、条項の繰り上げなど、引用条項の調整と住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度から固定資産税の税額から3分の1を減額する内容でございます。

なお、対象面積は120平米まででございます。対象となる住宅は平成20年1月1日に存在する住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2カ年間に、一定の熱損失防止工事を行った住宅が対象でございます。

要件としましては、次の①から④までの工事のうち、窓の改修工事を含むことが要件でございます。

また、それぞれの部位が現行の省エネ基準に適合していることが要件でございます。

そして、改修に要する費用が30万円以上であることが要件でございます。

また、改修について、建築士、規定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関の証明を受けられることでございます。

また、これまで、新築住宅軽減及び耐震工事による減額を受けた住宅には適用されないわけでございます。

そして改修後3カ月以内に、町に申告するようになるわけございまして、施行日は平成20年4月30日でございます。

次に、条例附則第20条。特定中小企業が発行した株式に係る、譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例については、現在、株式に譲渡益が発生した場合には、譲渡益を2分の1に圧縮する特例。また、譲渡損失が発生した場合には、その損失を他の株式譲渡益から翌年度以降は3年間の繰越控除を認める特例が、それぞれ設けられていたわけでございます。

今年度の改正において、その2分の1の課税を廃止する内容でございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

以上で、承認第1号について説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今の説明された資料の1ページ、附則第10条の2、いわゆる省エネ改修が創設されましたけれども、これの町民の周知徹底はどのようにされるのか、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 7月1日号の広報と、そしてまたホームページでもって記載して、町民の皆さんに周知したいと、このように考えているところでございます。

（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（岩佐信一君） 日程6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件

を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、承認第2号について説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて。

平成20年4月30日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

11ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

なお、この改正に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則にならひまして、改正を行うものでございます。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例

亶理町都市計画税条例（昭和45年亶理町条例第7号）の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表の13ページを参照しながら、一部改正要点の2ページにより、説明を申し上げます。

最初に、条例第2条第2項、納税義務者等でございますが、地方税法第349条の3の改正があったわけございまして、項ずれなどの引用条項の整備をしたとこ

ろでございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

次に、条例附則第12条でございますが、地方税法附則第15条の改正がございまして、引用条項の整備をしたところでございます。

地方税法附則第15条の改正とは、日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構、軽自動車協会が所有し、かつ一定の業務に要する場合、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2とした上、適用期限を平成21年度まで2カ年間延長する改正でございます。

施行日は平成20年4月30日でございます。

以上で、承認第2号について説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度互理町一般会計補正予算（第8号））

議長（岩佐信一君） 日程7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、説明申し上げます。

平成20年3月31日、平成19年度亘理町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。

平成19年度亘理町一般会計補正予算（第8号）については、地方交付税をはじめとする各種公布金額の確定及び町債借入金額の確定、並びに街路地方特定道路整備事業繰越明許費等から、補正予算の必要が生じたが、年度末にあたり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

予算書の方で内容について、ご説明申し上げます。

予算書の第1ページ、平成19年度亘理町一般会計補正予算(第8号)。

平成19年度亘理町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、948万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,514万4,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費が、「第2表 繰越明許費」による。

第3条地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

それでは、予算の歳出の方からご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

歳出では、民生費、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の繰出金でございますけれども、この後で老人保健特別会計、専決処分しておりますが、それと合わせております。老人保健特別会計の資金的なものが不足したことから、1,383万1,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

それから、下の8款土木費4項5目街路事業費につきましては、街路事業特定道路整備事業費の確定に伴いまして、2,335万8,000円の減額補正をするものでございます。

次のページ、17、18ページでございますが、教育費関係、2目事務局費では、学校整備基金、これは寄附による寄附金を学校整備基金の方に積立の予算を講じております。

続きまして、歳入の方に入ります。

9ページ、10ページでございます。

2款の地方譲与税、それから3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、7款自動車取得税交付金、この部位につきましては、額の確定に伴いまして、減額の補正をするものでございます。

次のページ、11ページ、12ページをお開きください。

9款地方交付税につきましては、2,636万1,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、特別地方交付税の確定によるものでございます。

13款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金、これにつきましても、老人福祉関係では、高齢者医療費制度円滑導入事業補助金の電算関係、後期高齢者の関係でございますけれども、それらの電算関係の補助金が確定いたしましたので、591万4,000円。児童福祉関係では、次世代育成支援対策交付金502万1,000円が確定いたしましたので、補正をしております。

14款県支出金でございますが、社会福祉補助金として100万円、これにつきましては、灯油購入費助成に補助金ということで、100万円の補助金が確定したことによるものでございます。

16款寄附金でございますけれども、先ほど申し上げました学校整備基金として、大河原町字東29、スマイリング・グループ、代表真壁太郎様から4万円の寄附をいただいたものでございます。

17款の繰入金では、財政調整基金をこの款で、歳入歳出の調整をしました。その結果、1,978万7,000円の減額補正となったものでございます。

続いて、次のページ、13ページ、14ページですが、長寿社会対策基金につきましても、先ほどの国庫補助金分ふえましたので、長寿社会対策基金からの繰入金をその分591万4,000円を減額するものでございます。

雑入につきましては、総務雑入として、宮城県後期高齢者医療広域連合職員派遣負担金ということで、487万9,000円、職員人件費1人分を雑入で受けるものでございます。

それから、20款町債につきましては、漁港修築事業債、それから農業基盤整備事業債、都市計画事業債、それぞれ事業費が確定いたしましたので、補正するものでございます。

それでは、4ページに戻ってください。

4ページでは、第2表繰越明許費でございます。

土木費、都市計画費の中で、街路事業特定道路整備事業費、都市計画街路「南町鹿島線」整備事業につきましては、補償費関係が年度を繰り越す予定となりましたので、1,049万5,000円を限度額として繰り越しを明許するものするものでございます。

第3表地方債補正でございますが、漁港修築事業債、限度額2,020万円を2,250万円、農業基盤整備事業債として2,700万円を3,000万円に、街路事業債を1億4,940万円を1億2,820万円に、それぞれ変更するものでございます。

ほかの起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。以上で、説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号））

議長（岩佐信一君） 日程8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、承認第4号について、ご説明を申し上げます。

議案書の15ページでございます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成20年3月31日、平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

16ページをお願いします。

専決処分書

平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入における医療費交付金をはじめとする、各種交付金負担金額の確定、及び歳出における医療給付費等の確定から、補正予算の必要が生じたが、年度末にあたり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

それでは、補正予算書の方で、説明を申し上げます。

平成19年度の亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）の方、お聞きいただきたいと思います。

平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成19年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、額についての総額については、変更はございません。

主な内容については、歳出において、医療給付費の確定により歳入財源の不足を一般会計繰入金で、財源を措置するための補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出は、2款医療諸費の中の1項1目でございますが、医療給付費補正額はゼロでございますが、財源の確定によりまして、国県支出金のマイナスとその他の財源のマイナスでございますが、一般財源での調整がされてるのが、歳出の内容でございます。

それでは、歳入の方に移りたいと思いますので、8ページ、9ページをお願いしたいと思います。

歳入の方は、1款1項1目の医療費交付金。これにつきましては、524万9,000円の減額補正でございます。

あと、2目の審査支払手数料交付金も、42万1,000円の減額でございます。これは、医療費の確定に伴うものでございます。これは、支払基金の方から交付される医療給付費に対しての50%相当額の確定による、財源調整でございます。

2款の国庫支出金につきましては、医療費負担金ということで921万4,000円の減額でございます。これについては、医療費は老人保健の場合は、支払基金が50%、残りの50%を国が12分の4相当額でございます。あと、県と市町村が残りの12分の1ずつをそれぞれ負担するという財源仕組みになっておりますので、そ

の確定による国庫の方のマイナスでございます。

あと、4款1項1目の一般会計繰入金ということで、この財源調整で足りない部分に不足する額につきましては、一般会計の繰り入れということでございますので、1,383万1,000円を増額補正するものでございます。

あと、6款3項1目の第三者納付金、補正額が105万3,000円については、交通事故等によりまして損保会社からの医療費の分の請求した分、4件分の納付があったことでの増額補正でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第9 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

（平成19年度互理町一般会計予算）

議長（岩佐信一君） 日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案の17ページでございます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成19年度互理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

平成19年度互理町繰越明許費繰越計算書。

まず、2款総務費1項総務管理費、公共ゾーン整備事業費。公共ゾーンの整備実施設計書作成業務でございます。限度額が、200万円の予定でございました。翌年度に繰り越した額が200万円。内訳は、一般財源となっております。

それから、8款土木費2項都市計画費、街路地方特定道路整備事業費（南町鹿島線道路改築工事）、先ほどの専決処分でご承認いただきました内容でございます。

限度額が1,049万5,000円、翌年度に繰り越した額が、同額の1,049万5,000円。未収入の特定財源ということで、地方債940万円、それから一般財源が109万5,000円でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての、説明が終わりましたが、本件は報告でありますので、ご了承願います。

日程第10 議案第40号 互理町環境基本条例

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第40号 互理町環境基本条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 議案第40号 互理町環境基本条例。

この環境基本条例をなぜ制定するのかということでございますが、条例の前文にも記載しておりますが、日常生活や事業活動が大量に資源やエネルギーを消費

することにより、身近な環境にさまざまな影響を及ぼすとともに、地球規模での環境を侵すものになっております。

こうした中で、本町においても環境保全に関する基本理念や、基本方針を明らかにし、すべての町民、事業者及び町が地域環境を保全しつつ、持続的発展が可能な町土をつくるという共通の認識のもとに対処していくことが大変重要となってきています。

このような共通認識のもとで、地域の自然的、社会的状況に応じた取り組みを総合的、計画的に推進することとあわせ、良好な環境の保全及び創造を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進し、将来にわたって町民が健康で文化的な生活が営まれるべく、条例を制定するものであります。

それでは、議案書の18ページをお開きください。

亘理町環境基本条例。

目次、前文、第1章から第4章で構成されております。

第1章総則（第1条から第6条）。

第2章良好な環境の保全及び総合に関する基本的施策（第7条から第10条）。

第3章良好な環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条から第24条）。

第4章亘理町環境審議会（第25条から第31条）。

附則。

それでは、前文から朗読いたします。

私たちのまち亘理町は、宮城県の南部に位置し、東は太平洋、西を阿武隈高地、そして北は悠久の流れからなる阿武隈川に囲まれています。

町域は、西側は緑豊かな典型的な里山地帯、東側は阿武隈川の氾濫原によって形成された肥沃な沖積平野と大きく二分されています。また、阿武隈川河口には県内最大規模の干潟を有する鳥の海があるなど、多様な地勢からなっています。気候も温暖で県内では最も生活しやすい自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちは、今までその恵まれた環境を生かした人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、近年、槻木大橋の開通、逢隈駅の開業、高速自動車道の開通等交通体系の整備とあいまって、利便性を重視したと指摘発展が急速に進んでいます。そして又その一方では、多様な公益機能を有する森林や農地等が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されてきているのも事実であります。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。

すべての町民が将来にわたって、町民一人ひとりが誇りを持って、暮らしやすさと、そして住むことへの安心が実感できる環境を保全し創造するためには、地球温暖化等の進行によって世界各地で発生している自然災害の減少を深刻に受け止め、その解決は一人ひとりの行動の積み重ねが基本であることを認識し、国、県等との協働により防止に努めることとします。

私たちが、地域内で具体的に行動するに当たっては、亘理の自然は亘理だけの個性を有した自然であることを認識し、その仕組みを正しく理解し「人と自然が共生できるまち亘理」を目指すためには何をやらなければならないか、また何をやってはならないかを真剣に考える必要があります。

このような認識の下に町民が一丸となって、町の良好な環境を保全し創造することを決意しここに亘理町環境基本条例を制定します。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷。人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害。環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわかる大気の汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

第3条 基本理念

良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

第2項 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

第3項 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

第4条 町の責務

町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

第5条 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第6条 町民の責務

町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

第7条 施策の基本方針

町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

(5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

第8条 環境基本計画

町長は、前条を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、亘理町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

第2項 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める者とする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する必要な事項。

第3項 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、亘理町

環境審議会の意見を聴かなければならない。

第4項 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第5項 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第9条 環境への配慮

町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、効率性等を総合的に判断しながら、その影響が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

第10条 報告書

町長は、必要に応じて環境の状況、町が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

第11条 環境影響評価の推進

町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、国、県と一体となって必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第12条 規制の措置

町、公害を防止をするため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

第2項 町は自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

第3項 前2項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

第13条 誘導的措置

町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第14条 森林及び緑地の保全等

町は、森林、公園、緑地及び水辺空間の整備、保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

第15条 公共的施設の整備等

町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、その他環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

第16条 廃棄物の減量等

町は環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの友好利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第2項 町は環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設等に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めなければならない。

第17条 環境管理体制の整備等

町は、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行う事業者が環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第18条 良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進

町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化運動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

第19条 環境教育の振興等

町は、関係機関及び民間団体等と協力して良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民及び事業者がその理解を深め、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進され

るよう必要な措置を講ずるものとする。

第20条 情報の提供

町は、前条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第18条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第21条 環境の状況の把握等

町は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

第22条 国、県及び他の地方公共団体等との協力

町は、良好な環境の保全及び創造に関し広域的な取り組みが必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

第23条 地球環境保全の推進

町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第2項 町は、国、県、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

第24条 財政上の措置

町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 亶理町環境審議会

第25条 設置及び所掌事務

良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するため、亶理町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2項 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項。

第3項 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に意見を述べることができる。

第26条 組織

審議会は、委員15人以内で組織する。

第2項 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者。
- (2) 公募による町民。
- (3) 関係行政機関の職員。
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者。

第27条 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第2項 委員は再任されることができる。

第28条 会長及び副会長

審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

第2項 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第29条 会議

審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第2項 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第3項 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第30条 庶務

審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

第31条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1、施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

2、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年亘理町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報法保護審査会委員の項の次に次のように加える。

環境審議会委員、同、6,400円。

以上で、説明終わります。

よろしくご審議お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 第20条情報の提供。必要な情報を適切に提供するよう、そんな狙いがあります。必要な情報とは、どういう情報なのか。また、適切に提供するというのは、どういうふうに提供するのか。

また、第8条環境基本計画、3項ですね。「町民や事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる」とあります。意見を反映することができるような、必要な措置とはどういうことなのか。

以上、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） まず、第1点の第20条の「必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。」ということでございますけれども、どのような情報なのかということでございますが、この18条の「良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の町民団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため環境の状況、その他良好な保全情報を提供する」ということなんですけれども、町民や事業者による環境学習や民間団体等によって、自発的な環境保全活動を推進していく上で、環境に関する情

報などを適切に情報提供するのが妥当だと思ひまして、情報としては次のようなことが考えられると思ひます。

大気、河川等の水質に係る環境基準の達成状況とか、自然環境の状況、あと自然、公園等に関する調査データなどを公表していくようなことになるかと思ひます。以上でございます。

第8条。町民の意見をどのようにして聴いて反映していくのかというようなご質問でございますけれども、具体的には、いろいろな手法があると思ひますけれども、まずホームページ、広報、その他のあと意見の聴取ですね。あと、環境意識、行動に関する町民の事業者のアンケート等、あとインターネットなどを利用して、手紙やファクスなどで意向調査等をしたいと思っております。

それで、あと必要に応じては、いろいろな環境フェアとかイベントを通じて、できるだけ町民の方々、事業者の方々のご意見が吸い上げられるように努力したいと思ひます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 次、12条、規制。3項ありますけれども、第1項は公害防止に必要な措置、必要な規制とはどういうものなのか。

第2項の自然環境の保全、ここでも必要な規制とありますけれども、必要な規制とはどういうものなのか。

また、前2項以外のその他のもので必要な規制とはどういうものなのか。

それぞれ、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 第12条の公害関係でございますけれども、公害を発生させるような原因となる物質を排出したり発生させる行為を公害と申しますけれども、大気汚染、水質汚濁など公害を発生する原因となる物質の排出の行為を規制することを定めたものであり、具体的には国、及び県による環境に関する規制等の措置については、次のようなものがあると思われます。

ですので、おのおの必要な規制の措置を講ずるとあるのは、国、県に規制等の措置ということで、大気汚染防止法とか水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法などがありますので、そのような法律で規制をしていきたいと思

っております。以上です。（「それだけでなく、2項、3項も」の声あり）2項、3項、そうですね。

自然環境に関する適正な処置でございますけれども、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために、自然環境資源や生態系の保全のために必要となる規制の措置は、地球環境保全の一環として規制の措置などが考えられます。

環境影響評価法、あと自然環境保護法、あとダイオキシン対策特別措置法などの法律がありますが、あと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、そのようなものでこの第2項を規制をしていきたいと思っております。

第3項につきましては、町民生活に影響の出るような環境の悪化が生じることを行います。環境保全上支障とは、町民生活の影響の出るような環境の悪化を生じるとを言いまして、例えば空き地における雑草の処理やごみ、吸殻等のポイ捨てなどを含め、第1項の公害防止のための規制以外の現象でありますので、人の健康、生活環境に被害を生じるようなものが出てきた場合には、適切に対処していきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、25条、審議会そのものは環境基本計画の策定及び変更を行う。もう1項として、その2項ですけれども、それ以外で重要な事項を審議するというふうにありますけれども、ここで言っている重要な事項とはどういう点ですか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 第25条の第2項1号については、第8条に規定した項目について審議いたします。第2項の「その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項」というのは、策定した環境基本計画の改定等を必要とするような場合に審議するものといたします。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 21ページの環境基本計画を定めるわけですが、これは平成何年度の予定をしているのですか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 大変難しい質問なんですけれども、条例が議決されて、そ

の後すぐに作業に入りたいと思いますが、21年度を目標として進めていきたいな
と、今のところは考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 第4次総合発展計画の予定によりますと、基本条例が18年度策
定、基本計画が19年度となっております。それぞれ2年ずつおこなっているとい
ふような状況にありますけれども、おこなっている理由があれば教えていただきたいと
思います。

議 長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 環境基本条例もおこなっております。おこなった結果によ
って、環境基本計画の方もおこなわれるわけですが、予定どおりいろいろな作
業に入りまして、いろいろなことに、いろいろな障害がありまして、いろいろな
一つ一つの障害を取り除いている間に、このようにおこなってしまった結果でござ
います。

そのような結果が、今日、皆様に示した条例案になっております。以上でござ
います。（「はい、いいです」の声あり）

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） この条例で、第24条に「町は財政上の措置を講ずる必要がある」
となっておりますね。確かに、財政上の措置というのは大変重要なことだと思いま
す。この条例は、町民が健康で文化的な生活をするという、大変立派な条例にな
っております。それに伴うものは、お金。それで、公共施設の整備、下水道、廃
棄物、これらについてはまだ循環型な資源を再利用しなさいとか、これらを整備
するためには、相当の費用が長年かかるだろうと、私は予測します。これらを踏
まえて、この基本条例、環境基本条例ですか、つくる。そうした場合に、そうい
う裏づけ、財政上の裏づけですね。これをつくったって、そういうのがなけれ
ば、絵にかいたもちというような形になるのです。

基本計画もまだできてない。基本計画の中にも、やはりそういう裏づけとい
うのは、きちんと整理してやっついていかないと、みんな計画倒れというよう
な形になります。

なぜ、ここに、24条に財政上の措置を講ずるように努めなさいと書いてありま

すから、これらを伴った財政と、町全体の、これをやったら町民の生活は相当、本当に文化的な生活できるようになると思います。そういうのを、常に整理して、この条例を本当に進めていただきたいと思います。その辺の気持ちをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 議員のおっしゃるとおりかと思いますが、今後環境基本計画等作成していく段階で、いろいろご相談、検討しながら、その辺を十分考慮して環境基本計画を策定したいと思います。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） わかりました。

あと、そのほかに、「町をみんなできれいにする条例」というのがありますね。それらとの関連。

それで、これがもし上位官庁からの指導でこの環境条例をつくるのか、町にはこのきれいにする町、これは細部の方の条例になると思いますけれども、それらとの整合性を持って、これが上位法となるのか、それとも上位の指導官庁からこの基本条例をつくれというような指導があったのか。それで、なる。

町にはこういうのあるから、特にいらないのじゃないかなと、私は思うのですが、総体的には基本条例、大きなくくりでなっているのというのはわかります。やはり、さしあたり町民からすれば、まず手短に自分たちの困っていることからやってほしいというのが、ひとつの考え方あるものです。ただ、この基本条例が出て、ぽんと、もし基本条例があるのでこういうの基本計画やらなかったからどうすると、こう突つかれたとき皆さん困るといふときも出てくると思うのですね。そういうのは、整理してやっていただきたいなと思うのですけれども、その辺です。

議 長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 全くそのとおりかと思いますが、この条例は考え方は、町の環境に関する施策等の理念、あと基本計画的考え方を包括する位置づけを持つもので、町で環境に関して統一した目標を持って、環境優先の理念を行政施策全体に浸透させて、総合的な環境行政に取り組むということが必要でなかろうかと

思い、そんな認識に立った条例でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 亶理町環境基本条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 亶理町環境基本条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。休憩。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第41号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第41号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 議案第41号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例。

この条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）において、戸籍法（昭和22年12月22日法律第22号）が改正され、従来「何人でも戸籍謄本等の公布請求ができる」とされていた戸籍の公開制度に関して、戸

籍に関する証明書の交付請求をすることができる場合に、制限されることとなりました。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）（以下「標準令」という。）において、引用している戸籍法の規定が変更されるため、標準令について所要の規定の整備を行うものであります。

それでは、議案書27ページ、お聞きください。

亘理町手数料条例の一部を改正する条例。

亘理町手数料条例（平成12年亘理町条例第15号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明申し上げますので、新旧対照表14ページをお聞きください。

戸籍謄本に関する証明書の交付請求に関しては、今回の改正により根拠条文が変更されたことになったので、これに伴い標準令において根拠条文の対応関係に合わせて、形式的な整備を行うものであります。

「何人とも戸籍謄本の交付請求ができる」となった条文が、今回改正になり、請求に制限が設けられたということで、従来学術研究とか、統計とかで利用していた、現行法でいくと第10条第1項、第12条の第1項で認められていたのですが、今回の改正によって、この学術研究とか統計とか目的の条項がなくなるため、新たに126条というものを学術研究、統計等のために新たな条文として設けられました。

それでは、一番上から順にご説明申し上げます。

現行法でいきますと、第117条の4第1項になっておりますけれども、現行右側なんですけれども、それが第120条の第1項に改めます。それで、第126条が追加になります。その下につきましては、第10条の2第1項から第5項までが追加することになります。これは第三者請求の分です。公用請求とか、弁護士とかが請求する場合がございます。

あと、3番目でございますが、現行の117条の4第1項を第120条第1項に改めるものでございます。それで、第126条を追加するものでございます。

次については、これも第10条第1項、もしくは第10条第2項から第5項までを改めて126条を追加するものでございます。

最後になりますが、これも第126条を追加するものでございます。以上、説明終

わかります。よろしくご審議お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則にならぬように改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例（昭和34年亶理町条例第31号）の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表の15ページを参照しながら、一部要点の3ページの主な改正条項について、説明を申し上げまして、文言の整備や引用条項の調整については、省略をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、条例第34条の7 寄附金税額控除。いわゆる、ふるさと納税制度でございます。このふるさとに対しまして貢献したい、または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金の税制の見直しを行ったところでございます。見直しは、寄附金控除の拡大で、現行の所得控除方式を税額控除方式に改めまして、控除率は県民税については4%、町民税については6%としたわけです。これまでの、所得控除から今度は税額控除は、最終的に納める税金からまたさらに控除すると、このような控除でございます。

また、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%、現行は25%でございます。引き上げる改正を行ったところでございます。

また、寄附金控除の適用下限額、足切り額でございますが、5,000円。現行は10万円でございますが、引き下げる改正でございますして、5,000円以上が寄附金控除の対象になるわけでございます。

また、寄附金控除の対象は都道府県、市町村、共同募金会、日本赤十字社への寄附金の対象となるわけでございます。なお、国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象外とっております。

また、地方公共団体が条例により指定する寄附金については、現在、県が検討中でございます。住民税は県民税も含んでおるわけでございますので、今後県と協議をしながら進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

税額控除限度額は、適用下限額5,000円を超える金額が対象でございますして、所得税と合わせまして住民税の1割を上限に、税額控除されるわけでございます。

なお、施行日は平成21年4月1日からでございますして、20年分の寄附金からが控除対象となるわけでございます。

次に、条例第41条個人の町民税の納税通知書については、公的年金等特別徴収制度の導入に伴いまして、年金所得に係る特別徴収税額等が普通徴収になって場合の納期の定めが追加された改正でございます。

個人町民税納税通知書は、給与などの特別徴収の方法によって調整されるわけですが、徴収されないときは普通徴収の方法により徴収することになるわけですが。この条項に、公的年金等特別徴収制度を加えた条文の整備をしたところがございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例第44条から47条まで、これは公的年金等特別徴収制度の導入に伴いまして、給与所得の特別徴収と公的年金の特別徴収を区分するための、条文の整備をしたところがございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例第47条の2から、次のページの条例第47条の6までについては、個人住民税、公的年金等特別徴収制度の導入を規定した条項でございます。

公的年金の受給者の納税者の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、この制度の導入と事務処理方法を定めた改正でございます。

対象者は65歳以上の公的年金等の受給者で、当該年度の初日4月1日において老齢年金等を受給している方が対象でございます。対象外としましては、年金給付額が年間で年金18万円未満の方、これは介護保険料の特別徴収と同じでございます。

また、特別徴収税額が年金給付額を超える方も対象外となっておりますのでございます。

特別徴収の税額は、公的年金等に係る所得割額と均等割でございます。その他の所得は普通徴収となるわけでございます。例えば、年金と農業なんかある場合には、年金は特別徴収、農業分は普通徴収と、このようになるわけでございます。

対象年金は、老齢等年金給付でございます。

次のページをお願いいたします。

特別徴収義務者は、社会保険庁などでございます。そして、新たに特別徴収を開始する年度は、上半期については普通徴収で、下半期から特別徴収、このようになるわけでございます。施行日は平成21年4月1日からでございます。平成21年10月支給分の老齢等年金から特別徴収をすると、このような内容でございます。

次に、条例第51条町民税の減免と、条例第56条固定資産税の非課税の適用を受

けようとする者がすべき申告については、公益法人制度改正に伴いまして、条文中民法第34条の法人を、公益法人もしくは公益財団法人に改める改正をしたところでございまして、施行日は平成20年12月1日からでございます。

次に、条例附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例については、法人の改正に伴いまして、個人が公益法人等に対して財産を寄附し、国税庁長官の承認を受けた場合は、非課税扱いとなっておりますわけでございます。それが、承認を取り消された場合、原則として寄附をした個人に課税することになっております。しかし、寄附先の処分方法により、寄附者が課税されることは不合理になるために、特例として寄附を受けた公益法人に対して町民税を課すると、このような条文の追加でございます。施行日は平成21年4月1日でございます。

次に、条例附則第8条肉用牛の売却により事業所得に係る町民税の課税の特例であります。この特例は肉用牛の増殖対策として一環として設けられているものでございます。肉用牛を家畜市場で売却した場合は、町民税を免除するものとされているわけでございますが、今回の税制改正において売却頭数が年間2,000頭を超える場合は、この超える部分の所得について免除対象から除外する。このような改正内容でございます。

また、これまで、飼育牛の品種に関係なく、一律売却価格が100万円未満の飼育牛を免除対象飼育牛としておりましたが、売却価格が50万円以上の乳牛を免除対象飼育牛を対象範囲から除外すると、このような内容でございまして、これらの見直しを行いまして、適用年度を平成24年度まで3年間延長する改正でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例については、申告分離課税が創設されたことに伴う条文の追加をしたところでございます。現在は、配当については、総合課税により配当することになっておるわけでございます。今回の改正によりまして、平成21年1月1日から支払を受ける上場株式等の配当については、町民税3%、県民税は2%でございます。合計5%の税率による申告分離課税を選択できることになった。なお、この場合においては、配当金額の合計について総合課税と分離課税のいずれかの選択を適用することになったというような改正でございまして、特例としまして、平成21

年1月1日から平成22年12月31日までの2カ年間に申告分離課税を選択した上場株式等の配当が100万円以下については、これまで同様軽減税率、町民税が1.8、県民税1.2、合計3%の税率を適用する改正でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第19条の3上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例については、証券税制の改正があったわけございまして、課税特例が廃止されるに伴いまして削除したわけでございます。

内容につきましては、現在は上場株式等の譲渡は、町民税が1.8%、県民税が1.2%、合計3%の軽減税率を適用しているわけでございますが、これが20年12月31日で廃止になるわけでございます。そして、21年1月1日から、町民税3%の原則税率を適用する改正でございます。

特例としまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2カ年間に行われます譲渡所得金額のうち、500万円以下の部分についてはこれまで同様軽減税率を適用すると、このような内容ございまして、施行日は平成22年4月1日からでございます。

次に、条例附則第19条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例については、申告分離課税が創設されたことに伴う、条文の追加をしたところでございます。内容につきましては、個人が金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その口座にその配当を受け入れることができる。受け入れられた配当に対する配当割の額を計算する場合、口座内に譲渡損失があるときは、その譲渡損失を控除後の金額に対して乗率を乗じて配当割の計算をすることになったと。施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益計算及び繰越控除については、譲渡損失と配当との間に損益通算の特例が創設されたことに伴います改正でございます。内容につきましては、平成22年度分、所得税は21年度分でございますが、以後の個人住民税については、同一年中または過去3年以内に生じた譲渡損失の金額と、申告分離課税を選択した配当との間で、損益通算を行うことが可能になったというような内容でございます。施行日は平成22年1月1日でございます。

次に、条例附則第21条、旧民法第34条の法人から以降した法人等にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告については、公益法人制度の改正に伴い、民法第34条の法人が公益社団法人もしくは公益財団法人に改められたことに伴います改正でございます。内容につきましては、現行の民法第34条で規定している法人が設置するものに対しては非課税の措置が講じる。また、公益社団法人または公益財団法人が設置する施設は非課税とする。また、特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして非課税扱いとする。また、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについては、平成25年度分まで非課税扱いとする。このような内容でございます、施行日は平成20年12月1日からでございます。

以上で、議案第42号について、説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今、ありました資料の3ページ、第34条の7、いわゆるふるさと納税制度であります。これについて、町外の方へのPR、どういう形でやるのか、まず述べてください。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回のこのふるさと納税制度については、まず、8月1日号の広報に掲載したいと、このように考えております。

また、ホームページに掲載しまして、町外者の方が見れるようにしたいと、このように考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 同じく3ページ、第47条の2ですね。今日、13日は後期高齢者保健医療の天引きの日であります。町民税も年金から天引きするとかという思いがあります。それを踏まえて、対象者何人なのか。また、対象外の人は何人なのか述べてください。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 平成19年分、要するに平成20年度課税分として把握した人数で
ございます。

公的年金の受給している方は、9,130名でございます。ただし、この中から所得
控除としまして基礎控除とか社会保険料とか、こういうのを控除した後に所得が
ある方、考えられるのは該当者では約2,500人ぐらいかなと、このように思ってお
ります。これは全体の約27%ぐらいと、このように思っております。

あとは、年金額が18万未満の方だと思っておりますけれども、年金額が18万円1ヶ
所で、1ヶ所だけの数字は把握できないわけでございますが、2ヶ所以上、と年
金額では平成19年分としましては275名でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いいたします。

5 ページ、附則第19条の6、株式の譲渡損失、これは例えば株式の譲渡損失が
1,000万円で、配当金が2,000万円だというふうにした場合に、損益通算して配当
益1,000万円のみで課税されるというふうになります。そうしますと、多額の配当
を受けとる大資産家に最も恩恵を与える制度であります。亘理町で、この対象者
は何人いますか。

議 長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） まず、損益計算の考え方、まず損益計算とは、譲渡所得がマイ
ナスの、要するに譲渡益損ですね、損失、こういう方と、あと今回配当所得が分
離課税、従来は総合課税でしたけれども、今度は総合課税と分離課税になる。こ
の分離課税と譲渡損失の分離がお互いに損益計算。だから、片方がマイナスの場
合は、マイナスとプラス、お互いに相殺してマイナスになるかプラスになるか、
それがこの損益計算の制度でございます。

それで、何人かと言われますとちょっと、なにしろこういう高額な配当とか、
譲渡の株になりますと町の申告ではできないものですから、税務署の方に行くわ
けでございます。そうしますと、税務署からは申告書の控えは来ますけれども、
明細は来ないわけです。その辺をご理解いただきたいと思います。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど、税務課長からお話のとおり、今回の改正によります34条の7、ふるさと納税、その分についてはご案内のとおり税務課長からご説明を申し上げたところでございます。その中で、市町村によってはやはり寄附金1万円以上あった人に対しまして、何らかの形、特産品、地元の地産の品物を送っているという制度もやっておるようでございます。そういう中で、現在、各担当課長とも調整をしておるわけでございますけれども、その額の問題あるいはどのような商品、品物を送るかということを考えておるところでございます。

そういうことで、現在のところ、いろいろと、ホームページあるいは広報等でお知らせいたしますけれども、ご案内のとおりファンクラブ、現在、亶理町観光協会の方をお願いしているのが、現在200人、ファンクラブ、200人を超える加入者がおるわけでございますけれども、そういう方々にもふるさと納税にぜひ、亶理町に納入方、ご寄付願いたいという考え方を持っておりますので、8月1日号の広報に当たりましては、その辺の内容等について、事前に議会の方との協議は、一応現在のところは2,000円程度の限度でお上げしたいという考え方を持っておりますので、よろしく願いをいたすものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時05分 休憩

午後0時56分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） 議案書の53ページをお願いいたします。

議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

今回の改正も、地方税法等の改正に伴う改正でございまして、改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則にならひまして改正を行ったところでございます。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例。

第1条、亶理町都市計画税条例（昭和45年亶理町条例第7号）の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表の41ページを参照しながら、一部改正要点の6ページにより説明を行います。

最初に、第1条、附則12の改正につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において、取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間は、その価格の4分の1とする改正をしたところでございます。施行日は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からでございます。

次に、第2条、附則12の改正につきましては、公益社団法人、または公益財団

法人が所有する、重要無形文化財の公演のための施設に係る平成21年度分及び平成22年度分の固定資産税及び都市計画税について、課税標準をその価格の2分の1とする改正をしたところでございます。施行日は平成20年12月1日からでございます。

以上で、議案第43号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第14、議案第44号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案書54ページをお開き願います。

議案第44号 互理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

互理町国民健康保険税条例（昭和30年度互理町条例第57号）の一部を次のように改正するというので、8ページにわたって改正の条文がございますけれども、本日の参考資料、ページ数を言いますと42ページ、新旧対照表の方お願いしたいと思います。そのほかに、要点の改正内容の説明資料ということで7ページ、そういうことから新旧対照表等で説明をさせていただきながら、要点集の条文等の繰り下げ等、または引用条項の整理、文言の整理等については説明を省略させていただきまして、大事な内容につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、初めに要点集の中でご説明する前に、今回の条例改正に関しての要点としまして7点ございます。

まず、7月30日に公布施行になりました地方税法の改正によりまして、4点の項目が今回の条例改正の中に含まれております。

まず、第1点は第2条で申し上げているとおり、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金等の課税が加えられたというのが第1点でございます。

第2点目は、第2条の第2項にございますように、医療分の基礎課税限度が、従来、現在まで現行56万円を47万円に改正されるということで、9万円の引き下げになったという内容でございます。

第3点目が、第2条の第3項にありますように、後期高齢者支援金等の課税限度額が12万円というふうになったというのが、この地方税法施行令第56条の88の2に基づく根拠でございます。

あと、もう1点は、ちょっと条文は3ページ、9ページになるわけですが、もう一つは第23条の第3項というのが、ちょうど9ページの要点集の真ん中にごございますけれども、今まで2割軽減について申請による軽減であったというのが、今年度からは地方税法の改正によりまして、職権ですということになったことによりまして、条文を削除すると。というのはですね、今まで、19年度までは国保税は、本算定が6月1日基準で15日に納付書を発送していたということで、2割軽減の該当者については5月中旬に申請をしてくださいということで、町長名で通知を差し上げて、5月末まで申請のあっただけが2割軽減の該当

になったと。これが、今回の税制改正によりまして、申請なしで職権でやること
ができるということで、この条文の削除がございます。これが地方税法等でのま
ず大きな4点でございます。

次に、後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、各種の措置がされて
おります。その主なものについては3点でございます。

これらにつきましては、3点というのは、まず第一は世帯ごとの賦課される世
帯平等割の算定方法が今回変わっております。どういうことかといいますと、家
族の中で後期高齢者の医療制度への被保険者がいた場合、移行された場合、65歳
以上の方が単身世帯なった場合は、今回の税の改正では5年間、その世帯に関し
ては半額、2分の1の世帯平等割を5年間課するというのが、今回の条文でござ
います。これについては、第5条の2に規定されておる単身世帯ということで、
特定世帯、今回の表現は特定世帯については世帯平等割を二分にするというふう
な文言の改正でございます。

次に、2点目は、保険税の軽減世帯を決める方法が変わっております。これ
は、7割、5割、2割の軽減世帯でございます。条例上では、8ページの第23条
第1項第1号から、第1号については7割軽減、同じ条文の第1項の第2号が5
割軽減、あと次のページの9ページの要点集で言いますと、第3号が2割軽減で
ございます。これらの方々についても、被保険者が後期高齢者医療制度に移行さ
れても、5年間その家族の所得に合わせて従来どおりの世帯軽減の判定をする
というようなことで、判定内容を改正した内容でございます。

あと、要点集の9ページでございますが、条文の第26条第1項第3号でござい
ますが、今まで健康保険などの被扶養者から新たに国保の被保険者になった人
に對しまして、国保に加入してから2年間の減免措置が設けられている文言が、こ
の26条第1項第3号の規定でございます。これにつきましては、軽減措置ではご
ざいませぬので、条例を定めて条例減免をしなければ、この方々の、被扶養者
の方々の国保に加入した場合は減免ができないということで、条例減免を定めさ
せていただいた。期間は2年間、新たになった国保の資格取得から2年間の減免
措置をするという内容でございます。

これらの内容の詳細については、亘理町では国民健康保険税条例減免取り扱い

規則の中に、災害等の減免の次にこの減免内容を加えさせた内容でございます。

これらが大きな要点でございます。

あと、要点集の、もう1回、7ページから簡単にだけご説明しますけれども、先ほどお話したとおり、医療分については減額ということでございますので、要点集の7ページの第3条所得割については、現在の7.4%を5.6%にするということで、これは1.8%の引き下げという形になります。

第5条については、国民健康保険の被保険者に係る被保険者の均等割でございます。現行は2万5,000円を2,000円引き下げまして2万3,000円に改正する内容でございます。

第5条の2に関しましては、被保険者に係る世帯平等割でございます。このところは、従来は2万7,000円を6,000円減額しまして2万1,000円に改正する内容です。

その下に、特定以外の世帯というのは従来世帯でございますからそのままになりますけれども、先ほどの後期高齢の移行等に伴っての、単身世帯になる場合は5年間の世帯平等割を2分の1にするということで、2万1,000円が1万500円になるという内容でございます。

あと、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3の三つの3条文につきましては、新たに後期高齢者支援金等の課税額が出ましたので、亘理町は4方式の賦課方式でございますから、まず第6条は所得割について100分の2をするという定めでございます。

あと、第7条は資産割については100分の7.9。第7条の2につきましては、被保険者の均等割は8,300円とするという内容です。第7条の3は、世帯平等割、従来の世帯、特定世帯以外の世帯というのは、単身以外の世帯ですけれども7,200円。単身世帯になった世帯は特定世帯ということで、7,200円の2分の1を軽減しますので3,600円とする内容でございます。

あと、次のページの要点集の8ページをごらんいただきたいと思います。

要点集では、特に中段から下になりますけれども、第23条の第1項第1号の規定は7割軽減相当額を定めたものでございます。それぞれ、従来の現行から改正内容になっております。あと、ア、イ、ウとエは、先ほど話したとおり均等割等

の特例、後期高齢者支援金等の賦課額が新たに追加された内容でございます。

あと、第23条の第1項第2号につきましては、5割軽減、あとは次のページの2割軽減について、軽減判定が後期高齢に移った世帯の方がいても、従来どおりいた世帯ということで、判定に加えるというふうな文言でございます。

あと、9ページについては、それぞれの内容でございます。

あと、附則関係については、経過措置等については今回削除というような内容でございます。

それでは、大変申しわけございませんけれども、最後に議案書の方の60ページに戻っていただきたいと思えます。60ページの一番下でございます。附則ということで、1項施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するという内容でございます。

次のページ、61ページをお開きいただきます。

2項として適用区分ということで、この条例による改正後の亶理町国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分の国民健康保険税については、なお従前によるという内容でございます。

こういうことで、基本的には遡及的な扱いじゃなく、公布の日からで、この適用区分で4月1日から適用になるというふうな内容でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点ですけれども、退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療財政調整制度の創設についてお伺いします。平成18、19年度の亶理町の療養給付費交付金の決算見込み額、通常でいえば8億4,749万4,000円になります。前期高齢者医療財政調整制度、新しく創設されますけれども、この保険者の負担割合は全体的には市町村個々が84.4%から42%に下がると。その分、健保、政管、共済の負担割合が大きくなるというふうになっております。平成20年度の前期高齢者交付金は、亶理町は6億3,787万6,000円であります。それでお伺いしますけれども、いろいろと説明、常任委員会の説明を受けましたけれども、前期高齢者交付

金6億3,787万6,000円よりももっとふえるような気はするのですね。もっと額がふえる。歳入が多くなるというふうに、私、思うのですけれども、それはいかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現段階としては何とも言えないところでございますが、今、議員がおっしゃるようなことは、今後あり得る可能性があるのじゃないかというふうに私らの方も見ております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国保の財政がどうなるかというのは、個別の自治体ごとに検討しないとだめだと思います。制度創設されたから国保財政がよくなるか、悪くなるか、それは一概に言えないのです。それぞれの自治体の国保財政の状況を検討してみなくちゃだめだというふうに思います。

ちなみに、老人保健制度の廃止と後期高齢者医療制度の創設で、亶理町では1,564万8,000円がプラスであります。退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療再生調整制度の創設では、239万7,000円のプラスであります。

基本健診の廃止と、特定健診保健指導の導入では、マイナス2,800万円であります。75歳以上の方が脱退することによる、保険税の減少は1億8,029万円あります。収納率低下による国の調整交付金については考慮していない。これをトータルしますと、後期高齢者医療制度の創設によって亶理町では、国保財政は1億9,444万5,000円のマイナスであります。この分を全額国保加入者に負担を求めますと、1人当たりで1万7,267円の負担増となりますけれども、今回は基金を8,210万円取り崩して、結果的には1人当たり1万円を下回って9,801円、率で言いますと10%、1世帯当たりで言いますと約2万円、11.0%の引き上げに抑えたというふうになってます。同時に、今からお伺いしますけれども、夫婦2人世帯の場合、夫婦は65歳以上、妻は所得ゼロ、固定資産税9万円の場合、課税所得額が33万円の場合は27.8%の引き上げ、57万5,000円は19.6%の引き上げ、103万円の場合は14.9%の引き上げ、150万円の場合は12.8%の引き上げ、200万円の場合は11.1%の引き上げ、250万円の場合は9.9%の引き上げ、このとおり低所得者に

重い負担になって、所得金額が上がれば上がるほど負担割合が少なくなっていく。これは、このケースだけじゃなくて、夫婦子供1世帯で夫婦は40歳未満、妻の所得がゼロ、固定資産税ゼロの場合、夫婦子供2人1世帯で夫婦は45歳、妻所得がゼロ、固定資産税9万円、このケースでもほぼ大体同じ、所得の低い人は負担割合が多くて、所得の高い人は負担割合が少ないと、なぜこういう結果になりますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の地方税法改正の方で、基礎課税額の限度額の上限が、例えば医療の分だと56万円が9万円が減額になりまして47万円、そして新しく創設された、加えられた後期高齢者の支援金につきましても、基礎課税額の限度額が12万円ということで、この12万円の限度額を高所得の人たちが占めますので、結果的にはその分の取るべき取るところから取れないということで、低所得者にその分がかかっていくというふうな性質になっておりますので、ご理解をお願いするところでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、今回の国保税の引き上げは、後期高齢者医療制度の創設によるものであります。後期高齢者の保険料はちなみに全国平均で1人当たり7万2,000円であります。後期高齢者の人口増と医療費の増加によって、保険料は2年ごとに見直しされます。今後、保険料が後期高齢者保険料が上がる可能性は大であります。ちなみに、2025年、団塊の世代が後期高齢になるには現在の7万2,000円から16万になると、倍以上になるという試算もあります。これだけではなくて、後期高齢者の支援金についても全体の40%であります。75歳以上の現役並みの所得の方の特定費用の分を負担すると、負担割合、負担されて44%であります。後期高齢者の支援金の負担割合は仮に40%から39%、38%と下がるとしても、金額そのものはふえる可能性があります。それと同時に、特定健診の受診率が2012年までに65%にならなければ、後期高齢者支援金が10%カットされるということで、後期高齢者の保険料だけでなく、後期高齢者支援金の額が大きくなることによって、この国保税が引き上がる可能性は大だと思います。現実問題とすると、国保は2005年度と2007年度を比べて見ても、滞納世帯は全国で470万

から474万になっております。資格証明書の発行件数も30万9,326世帯から、34万185世帯になっております。短期保険証の交付は、107万2,429世帯から115万6,381世帯になっております。ですから、国保税が上がれば、それに伴って滞納者がふえて、また財政が厳しくなって、また国保税は引き上げざるを得ないという、こういう悪循環に陥る可能性が大と思うのですが、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 議員がおっしゃるとおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 国保財政の国の負担割合は、1984年では総医療費の45%から38.5%に削減されました。また、1988年には、いわゆる法定減額の国の負担割合が4分の3から2分の1に減らし、収納率の低い自治体の補助金の削減などを行ってまいりました。この結果、国保収入に占める国の負担割合は1984年の約50%から1995年の31%に大幅に少なくなっております。亙理町でも、国保の収入に占める国の負担割合は2008年の当初予算では22.2%に低下しています。

このことが、今の国保財政の危機をもたらした最大の要因であります。国保財政の改善のためには、国の負担割合がどうしても必要であります。このことをまず述べて、反対の理由を申し上げます。

まず、第1点は、今回の国保税の引き上げの要因は、後期高齢者医療制度の創設です。国保税の引き上げの多くの責任が国にあることは明確であります。同時に、昨年も1人当たり医療分で9.3%、介護分で52.0%に続く1人当たり10%の医療費の引き上げであり、しかも低所得者ほど多い負担となっております。

また、後期高齢者医療制度について言えば、75歳以上の方の負担を他の保険から切り離し、差別医療をするものです。

年金収入20万円以下の場合、7割軽減から9割軽減や終末期支援料の当面凍結など、運用面の部分的な見直しではなく、後期連合の委員としても制度そのもの

の抜本的な見直しが必要であります。

さらに、国会では、廃止法案が参議院では可決されております。

以上のことを踏まえて、条例改正に反対します。以上です。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 賛成討論いたします。

亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、従来の医療分と介護分の課税額に新たに本年4月に創設された、75歳以上の後期高齢者医療制度への医療給付に要する費用に充てられる後期高齢者支援金等の課税額を追加されたことにより、税率等の改正を行うものです。

国民健康保険税は目的税であり、年々増加傾向にある医療給付等に要する費用を賄うものであります。今回の国保税の引き上げについては、前年度に引き続きであり、特に本年度は75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被保険者数も約3,100人の減少となったことなどから、できるだけ負担額を軽減するため、財政調整基金8,210万4,000円を取り崩し、対応しております。このことにより、1人当たり9,800円で1世帯当たり1万9,900円の増になっておりますが、亘理町の国保財政運営等も十分に分析され、税率税額の見直しについては、妥当なものと考えます。

なお、国保被保険者の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、わかりやすく周知を図られるよう要望し、賛成討論といたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立多数であります。

よって、議案第44号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第45号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第45号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案書62ページをお願いします。

議案第45号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例について、ご説明を申し上げます。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正するとい
うことで、改正内容につきましては、宮城県の心身障害者医療費助成事業補助金
公布要項の一部改正がございまして、条文等の整備を行うものでございます。

それでは、参考資料であります条例の新旧対照表56ページ、最後のページにな
りますけれども、そちらの方で概略をご説明させていただきたいと思えます。

第3条助成対象者ということで、3行目、「生活保護法第6条第1項の規定に
する被保険者」の次に、「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の事理意の支援に関する法律第14条により支援給付を受ける者を除く」という
ことで、こちらの方々は町のこの医療助成の方の対象外にするという文言の加え
でございます。

あと、同じ第3条の中の2号になりますが、これらについて住所地特例の規定
をさせていただいている条項でございます。116条の2の第1項の次に、「及び第
2項を規定する」ということでございます。

あと、第3号が新たに加える文言でございます。

「亶理町に住所を有しないが、高齢者の医療確保に関する法律第55条第1項及
び第2号の規定を受ける者」。これらについても、後期高齢者の医療の被保険者
の住所地特例の該当者を加えるというふうな内容でございます。

あとは、第4号は第3号から第4号に号ずれでございます。

あと、第4条の助成でございますが、これの第1項につきまして、入院時の食事療養費の次に、「及び入院時生活療養費を除く。」ということで、これは70歳以上の方々に適用されているわけでございますが、条文上はこの文言はなくとも問題はないということで、18年に県の方で指導があったわけでございますが、後期高齢の医療制度も出たということで、解釈に異議が残らないように規定に追加するというふうな内容でございます。

以上の内容でございます。

あと、条文に戻りますが、附則として1項施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。

2項としまして、経過措置は、この条例による改正後の亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるというような内容でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、助成の中で入院時生活療養費が削除されたと、全額自己負担になるということで、最初から見て負担がふえた方は何人いますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 19年度の実績で申し上げますと、該当者については14名ということで19年度は該当しております。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第46号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第16、議案第46号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、予算書に基づいて、ご説明申し上げます。

議案第46号 平成20年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

平成20年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,553万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億3,953万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出の方からご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、2款4項1目選挙管理委員会費85万5,000円の補正で、トータル1,096万4,000円とするものでございます。

内容的には、13の委託料、裁判員制度に伴う住民基本台帳電算処理システム改修委託料で85万5,000円を補正するものでございます。

次に、3款1項7目障害者福祉費127万3,000円の補正でございますが、障害者福祉費委託料で、障害者自立支援給付システム改修委託料80万円。それから心身

障害者医療費支給経費で、同じく委託料、心身障害者医療費助成システム改修委託料で47万3,000円の補正を行うものでございます。

次に、2項2目児童館費では1,105万8,000円の補正でございます。

中央児童センター等建設事業経費として、委託料、これは建設時設計委託料でございます。1,100万円と手数料5万8,000円を補正するものでございます。

それから6款1項6目農地費でございますけれども、ため池樋門管理経費ということで、舟入川樋門修理、今から雨の時期に入りますので、緊急を要するというところで50万円。樋門の修理の経費を計上いたしております。

次のページでございます。

9目農業用施設整備費では、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ということで18万6,000円。職員の給与費の計上しておりますけれども、歳入の方で説明申し上げますが、現段階では補助金の額が確定しておりますので、その分に見合った事業費の調整ということで、失礼しました、事業費を18万6,000円、人件費の方でふやすというふうな補正でございます。

それから、9款1項2目非常備消防費74万4,000円の補正でございますけれども、これにつきましては、こちらも歳入の方で説明申し上げますが、雑入の方で受ける補助金を、100万円を利用して非常備消防の消防団の関係の備品購入、テント及び放送設備を設置するための経費74万4,000円を補正するものでございます。

10款4項3目文化財保護費。15の工事請負費91万6,000円でございますけれども、これにつきましては、平成19年度、20年度で債務負担行為をとって施行しておりますけれども、伊達実氏霊屋修復工事。解体後明らかになりました部分の腐食、破損等のため追加工事が必要となりましたので、その工事費91万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

8ページ、9ページでございます。

13款2項8目農林水産業費国庫補助金867万8,000円の補正でございます。これにつきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ということの内容です。

その下の14款県支出金をごらんいただくとわかるのですが、こちらではマイナスの858万5,000円ということで、従来ですと県の間接補助、国から県に来て、県から町に来るといような間接補助金でありましたのが、国直で町の方に補助金が交付されるシステムに変更になりました。その関係で、組み替えを行っております。

それから、13款3項3目総務費委託金でございますけれども、裁判員制度施行に伴い、住民基本台帳電算処理関係のシステムを改修するための交付金ということで、85万5,000円を予定しております。

それから、17款繰入金でございますけれども、今回の補正、財源の調整を行うために財政調整基金から1,358万4,000円を繰り入れ予定するものでございます。

19款諸収入4項1目雑入でございますが、総務雑入。先ほど、歳出で申し上げました非常備消防の関係で、ふるさと消防団活性化助成事業が100万円交付される予定となりましたので、ここに歳入として計上するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 11ページ、2款4項1目13節裁判員制度。今の偏狭による冤罪事件の発生など、我が国の刑事裁判は極めて問題の多い状況にあります。こういった中で、その刑事裁判に国民が参加することは、刑事裁判を改善する上で絶好のチャンスであります。裁判員が刑事裁判に参加しやすいようにすることは、これは国の責任でありますけれども、町として今後、この前広報には裁判員制度始まりますって載ってございましたけれども、ホームページをごらんくださいとのおってございましたけれども、町としてPRを含めた取り組みをどうするのか、まず述べてください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今後の裁判制度の制度にかかりますPRにつきましては、当然広報、互理町ホームページ、それ以外につきましては地区区長会、あるいは町内での会議でPRをしていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 同じページの3款2項2目、これとの関連で亙理小学校西校舎の、ここは耐震不足ということで、今後解体する予定になるのですか。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 今後、解体していきたいというふうに考えております。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 最後ですね。13ページ、9款1項2目、今回の何張りのテントを購入し、それを含めて町としてテントを何張りということになりますか。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） 今回のテント2張りにつきましては、亙理町消防団活性化事業としていただいたものでございますから、現在ある2張りと合わせて4張りということでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

1 8 番（島田金一君） 11ページ、中央児童センター等建設事業経費1,100万円になってますが、これは先日も実施計画委託料という形になっております。以前にも、質問したこともありますが、これは、亙理ということでありまして、荒浜、吉田、逢隈と各児童館がございます。児童センターというと児童館を取りまとめるとか、リーダー的な存在をつくるというお考えの、中央児童センターという形でございますか。その点、お答え願います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 議員さんがおっしゃるとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

1 8 番（島田金一君） そういうふうになりますと、その中で多分審議されるのですが、この中の機能とか何かということは、この設計時点でいろいろ審議されるわけですか。それとも、今、児童館に父兄とか、一般町民の方おいでになって、こういう機能を持ってほしいとか、そういうふうな機会はあるのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 現在、この実施設計に至るまで、2006年からそれらの関係職員、または保護者の意見を聞きながら、1年半にわたりましてプロジェクトを組んでまいりました。その報告書が、19年度の3月ですから、20年3月に町の方

に報告書が提出されて、その内容に沿った形で検討してところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 19年度報告書という形になってますが、まだこういうふうに具体的には21年度施行という形で、総合発展計画にものっていたように私は記憶しますが、そういうふうになりますと、もう少し今の子供たちの少子化の実態とか何かを踏まえて、検討する項目ということはあるのじゃないかなと思いますが、その点は。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 十分検討してまいりたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成20年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第47号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第17、議案第47号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第47号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,243万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,955万8,000円とする。

この改正内容でございますが、本年4月30日に地方税法の改正に伴い、先ほどは国民健康保険税条例の一部改正の議案を可決いただきまして、本年度の当初予算は齋藤町長が暫定的な予算編成をしたということで申し上げたとおりでございます。今回、この補正によりまして、本年度の所用額を確保するための補正内容になっております。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。

初めに、2款の保険給付費関しましては、財源調整をさせていただいたということでございます。

第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金等ということで、3億7,687万4,000円の補正額を増額するものでございます。

これにつきましては、後期高齢者支援金について、1人当たり本年度は3万8,217円でございます。これは、11月分の1人当たりの単価ということでございます。

加入者見込み数ということでゼロ歳から74歳までの、亘理町の国民健康保険の被保険者数が1万841人、この掛けられたものがこのトータルの金額になっております。

しかしながら、当初予算で3,500万円ほどの1カ月分の支援金を基金対応で対応しておりますので、その分を引いた額を今回増額補正させていただいたところで

ございます。

その次に、第5款老人保健拠出金。5款1項1目の拠出金の額ですが、392万2,000円の減額、6款の介護納付金、こちらについても52万5,000円の減額については、今年度の確定が来ておりますので、減額するものでございます。

その次に、歳入をご説明しますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入の1款国民健康保険税。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税7,451万6,000円の増額補正でございます。

右側にまいりまして、1節の医療費給付費の現年度分でございますが、1億923万7,000円の減額になります。これは、先ほども税率改正のときに、引き下げについては全体で医療分は16.6%、1人当たりで1万2,157円、1世帯当たり平均で2万4,693円を引き下げるといって税改正をさせていただきましたので、この所用額を減額するものでございます。

2節後期高齢者支援金分の現年度分課税額1億8,837万5,000円の増額補正でございます。これは、先ほどご説明申し上げましたが、国、県、町の一般会計からの繰入金の所用額を除いた以外の額については、所用額は税に求めることになっておりますので、今回新しく税を改正させていただいて、それぞれの課税額を決定させていただいたところでございます。

3節介護納付金分の現年度課税分462万2,000円の減額補正でございます。これは、19年度の所得確定によりまして、前年度と同率ということで引き上げを見送りましたので、それらに対する減額でございます。

次に、2目退職被保険者等の国民健康保険税。補正額が458万6,000円の増額補正でございます。内容については、1節医療費給付費の現年度分の課税が779万4,000円の減額でございます。2節後期高齢者支援金の現年度課税が1,833万3,000円の増額でございます。3節介護納付金の現年度課税が595万3,000円の減額補正となっているところでございます。

これらの税に伴いまして、3款の国庫支出金関係、療養給付費等の負担金2目1億1,795万8,000円。

あと、3款2項1目の財政調整交付金、国からの交付金でございますが、財政調整交付金5,124万4,000円、それぞれ税率が確定したことによりましての増額に

なります。

あと、4款の療養給付費の交付金でございますが、補正額として6,954万3,000円。これらについても、退職医療制度が廃止されますけれども、支援金関係で調整した残りの額でございます。

あと、次のページ、10ページ、11ページになります。

第5款前期高齢者交付金。5款1項1目でございますが、今回交付額の決定が5月末に来ております。そういうことから、1,359万9,000円の増額補正でございます。

あと、6款県支出金。6款2項2目の財政調整交付金でございますが、これらについても支援金が入ることによりまして2,910万1,000円の増額補正でございます。

9款繰入金。9款2項1目の財政調整基金繰入金ということで、1,190万4,000円の追加補正でございますが、歳入財源不足、税率を見直した状況の中で、できるだけ負担軽減を図ったということでの不足額については、今回は基金を取り崩して対応させていただきたいということでの、補正額内容になっております。

ちなみに、今回の国民健康保険の財政調整基金の残高になりますけれども、19年度末現在では1億1,799万円。19年度末で1億1,799万円の残高でございますが、今回、決算剰余金等も含めると、今回取り崩し額が当初と今回でトータルしますと8,210万4,000円を取り崩す関係で、基金残高は今回の予算編成で残が8,588万6,000円となったところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページですね。後期高齢者支援金等でありますけれども、この財源の内訳、その他3,733万8,000円、これは歳入ではどこにあったのですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 今回の、これらの補正につきましては、財源につきましては、国の療養給付費の負担金、あと国の財政調整交付金、県の財政調整交付金、そして退職者関係の支援金相当額の方に財源が歳入として組み込まれているとこ

ろでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう1点だけ。

今回の補正をしますと、トータルが合計が4億1,286万4,000円であります。ところが、全員協議会で渡された資料によりますと、後期高齢者医療の支援金が4億1,463万9,000円、177万5,000円少なくなっておりますけれども、これはどうして少なくなっているのですか。

議 長 （岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 当初の予算編成では加入者見込み数について、私どもで18年度の前々年度の加入見込み数ということで積算をしまして、12分の11を掛けた数字で計上したわけでございますが、5月分の請求が175万5,000円、今、議員がおっしゃるように不足額が発生しましたので、どうしても5月中に支払いをなくちゃならなかったものですから、予備費から充当させていただいて、対応したということで、この額の差が出たわけでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成20年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時10分といたします。休憩。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第48号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算
(第1号)

議長（岩佐信一君） 日程第18、議案第48号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算
(第1号)の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、補正予算にしがいまして、ご説明申し上げます。

議案第48号 平成20年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、皆さんご存じのように、仙南仙塩広域水道漏水事故に伴います給水活動に要した経費が主なものでございます。

今回の漏水事故対応に見られますように、給水活動に要した経費が多額になることから、県に費用負担を要望しております。

現在、県企業局、それから構成しております17市町で費用負担について協議中であり、まだ負担割合が決まっておりませんので、しかし、応援給水等に伴います支払いがありますことから、今回は支出のみを計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、議案の方、説明いたします。

第1条、平成20年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正

するものでございます。

収入。第1款第2項営業外収益、既決予定額4,218万8,000円に16万円を増額し、4,234万8,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項営業費用、既決予定額7億3,404万円に844万2,000円を増額し7億4,248万2,000円とするものでございます。

第3項特別損失、既決予定額400万円に1,067万9,000円を増額し、1,467万9,000円とするものでございます。

それでは、内容ご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入。第1款2項4目雑収益の16万円でございますが、これにつきましては公用車の物損事故に伴います保険料でございます。

収益的支出。1款1項1目原水及び浄水費の委託料38万円ですが、これにつきましては、田沢浄水場の運転管理を業務委託しておりますけれども、今回の断水によりまして5月7日から10日まで24時間体制で運転しておりますので、その委託料の増加分でございます。

2目配水及び給水費の790万円ですが、委託料50万円は愛宕配水池のタンクの清掃委託料でございます。通常タンクが空になるということはありませんけれども、今回の断水によりまして空になりましたので、緊急にタンク内の清掃の行ったものであります。それから、修繕費の160万円につきましては、愛宕配水池500トンタンクの水計の修繕費でございます。材料費の160万円は、断水によるところの給水時の6リットルの給水ポリ袋を購入した代金でございます。補償費10万円と工事請負費の410万円につきましては、愛宕配水池3,000トンタンクのオーバーフローによりますのり面崩壊に伴う経費でございます。4目の総係費の16万2,000円につきましては、公用車物損事故に伴います公用車の修繕費が6万7,000円と、それからブロック塀の補償費が9万5,000円でございます。

3項3目その他の特別損失の1,067万9,000円につきましては、今回の漏水事故によります経費でございます。各自治体から応援いただいたときの時間外手当、旅費、高速代、燃料費、それから自衛隊分の燃料費、それから民間業者からの車両の借上料、それから日当、それから町職員の時間外手当等でございます。その

他、従事者の食費、それから宿泊費、給水活動に係ります燃料費等、応援給水に要しました経費でございます。

なお、一般質問の中で、給水活動に伴う経費、約1,300万円というふうなことで申し上げておりますけれども、その分につきましては、この特別損失の1,067万9,000円とそれから田沢の運転委託料の38万円、それから材料費の160万円が入っております。

以上で、説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 念のために、確認のために質問しますけれども、第3款の特別損失、一般質問でも言われたと思いますけれども、この1,067万9,000円のうち町職員の時間外手当は幾らですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 各課協力分の時間外手当が210万5,000円でございます。

それから、上下水道課の時間外手当等が205万円でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 負担割合は今後、検討中ということなんですけれども、基本的には今回は断水事故の原因は仙南仙塩広域水道に原因があるわけです。ですから、亘理町も構成団体ではありますけれども、少なくとも町職員、上下水道課も含めて町職員以外の人件費については、基本的に亘理町で負担するのではなくて、原因の責任者である仙南仙塩広域水道で基本的に負担するのが筋だと私は思います。そういう立場で、今後話されるのですか、もう1回確認。お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 県に対するあと要望しておりますのは、今お話ししました今回の分の全部の経費と、それからここにはのっておりませんが、水道管洗浄するのに水道水かなりかかっていますので、その面も含めて県の方には要望して

おります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 今回の、水道料のお知らせの中に、捨て水分1立法メートル分を減じて精算するというふうになっているのですけれども、収入減になるのかなと思うのですけれども、その部分ちょっと確認したいと思います。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 確かに、今、議員お話しましたように、収入的には減になると思いますけれども、その分も含めて県の方に要望しております。できるだけ、県の方から支出いただけるように、今後も要望していきたいというふうに思っております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 亘理町だけが1立法メートルでなくて、今回断水にあった方大体みんな同じ市町村、このような捨て水対策というか、そういう経費を計上しているのでしょうか。お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 各市町村については、まだ確定していないようではありますが、名取市では、以前には基本料金だけをいただいたというふうな経緯がある。それから山元町につきましても、ほかの市町村を対応を見ながら対応したいというふうなことでございますので、他市町村についてははっきりしたことはわかりません。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 平成20年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成20年度互理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について 及び

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（岩佐信一君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第20、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

諮問第1号及び諮問第2号について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） この追加議案目次の中に、諮問第1号と諮問第2号がございますので、一括してご説明を申し上げます。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、一括してご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております5名の委員のうち、渥美雅之殿と、渡辺彰夫殿の任期が平成20年9月30日をもって任期満了となるところから、渥美委員、渡辺委員ともに引き続きお願いできればと考えておりましたが、渡辺委員におかれましては諸事情によりまして、辞退の申し出がございました。

ついては、渥美委員を引き続き、また渡辺氏の後任といたしまして、新たに吉田征悦氏を人権擁護委員に推薦いたしたいと存じまして、議会の同意をいただきたく提案申し上げておるところでございます。

それでは、諮問第1号でございますけれども、ご案内のとおり住所は互理町吉

田字中原39番地、氏名は渥美雅之氏、生年月日は昭和10年5月28日でございます。

次のページとして職歴。公職等についてはご案内のとおりでございますけれども、渥美氏は平成11年9月に人権擁護委員をされてから、現在まで3期9年間にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいております。

次に、諮問第2号でございますけれども、住所は亙理町荒浜字隈潟152番地、氏名は吉田征悦氏、生年月日は昭和16年11月17日でございます。

経歴につきましては、職歴、経歴ともどもお手元に配付のとおりでございますけれども、昭和35年に仙台育英学園高等学校を卒業されまして、証券会社勤務を経て、昭和54年から亙理町荒浜農業協同組合職員、そして平成7年からは亙理土地改良区職員となり、総務課長補佐などの職などを担当されました。この間、本町の農業振興にご活躍され、地域の中で農業従事者への指導や相談にも対応するなど、地域住民と接する機会も多く、広く社会の実情に通じた方でございます。

そこで、これまでの経験や実績などを踏まえ、諮問第1号並びに諮問第2号について、お二方を人権擁護委員として推薦いたしたいと思っておりますので、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げまして、議案の説明といたします。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第21 報告第2号 専決処分の報告について

議長（岩佐信一君） 日程第21、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、追加議案の7ページでございます。

報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

平成20年6月6日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治

法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

8ページに専決処分書がございます。

専決処分書。

平成20年5月13日に、亶理町字愛宕前149番地23で発生した物損事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亶議発第10号）第2項の規定により専決処分する。

説明でございますけれども、別紙として和解及び損害賠償額の額について。

平成20年5月13日亶理町字愛宕前149番地23で発生した物損事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記。1、和解の相手方。亶理郡亶理町字愛宕前149番地23 小室清志様でございます。

2、和解の内容。（1）として、亶理町は本件事故に関し補修費として上記相手方に対し、金9万4,500円を支払うものとする。

（2）として、相手方と亶理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 以上で、専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第22 農業委員会委員の推薦について

議長（岩佐信一君） 日程第22、農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は、亶理町農業委員会を選任による委員の、議会推薦委員に関する定数条例に基づき、伊藤正雄君、小野よし子さん、木村律子さん、以上の方を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、伊藤正雄君、小野よし子さん、木村律子さんの以上の方を推薦することに決定いたしました。

日程第23 議発第2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する
意見書

議長（岩佐信一君） 日程第23、議発第2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

職員に議案を朗読させます。

事務局書記（牛坂昌浩君） 朗読いたします。

議発第2号。平成20年6月13日。亶理町議会議長岩佐信一殿。提出者亶理町議会議員穴戸秀正。賛成者亶理町議会議員渡邊健一。

農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

議長（岩佐信一君） 提出者から趣旨の説明を求めます。穴戸秀正議員登壇。

〔7番 穴戸秀正君 登壇〕

7番（穴戸秀正君） それでは、議発第2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書（案）について、趣旨説明を申し上げます。

説明は意見書（案）を読み上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

農業・農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書（案）。

農業・農村は、安全・安心な食料の安定供給とともに、豊かな自然環境や美しい景観の保全などの多面的な機能の発揮を通じて、日本の国土を形成し、国民の日々の暮らしを支えてきた。

特に、農業水利施設は、食料の安定供給を支えていく上で欠くことのできない基盤であり、地域住民の生活を洪水から守り、潤いと安らぎのある農村空間を提

供するなど、地域の社会・経済活動になくてはならない国民共有の財産である。

亘理・山元地域は、宮城県東南部の福島県境に接する太平洋沿岸に位置し、稲作を中心とする農業地帯で、これまでに大規模で広域的な用排水路や用排水機場などの期間的農業水利施設や大規模農地を国、県営事業等で整備し、用水不足や排水不良、塩害などの解消などに取り組んできた。

こうした水利施設は、農業の営みと軌を一にして造られ、先人達の弛みない労苦により営々と引き継がれてきたもので、よりよい形で次世代へ式ついでいくべきものであり、特にこれまで国営事業で整備された大規模で公益的な項替え發揮する期間的な農業水利施設にあつては、今後も国の責任において地方と連携しながら着実に管理及び整備がされるべきものと認識している。

このような中、現在、政府の地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担の見直しについて検討が進められているが、農業関係者が十分に議論に参加できないまま、地方農政局の廃止や国営事業の廃止及び地方への移譲等が現実のものとなれば、これまで負担していたコストを果たして地方が賄っていくことができるのか大いに危惧するものであり、亘理・山元地域の農業の振興発展に大きな影響が及ぶものと強く懸念を抱くものである。

よって、下記の事項の実現について強く要請する。

記。1. 農業の持続的発展を支える広域的で多面的効果を發揮する大規模な農業水利施設等については、国民に対する食料の安定供給を確保する観点から、今後も国直轄の事業として、国が責任をもって管理及び整備を着実に実施すること。

以上、原案のとおり可決されますようお願いを申し上げます、趣旨の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議発第2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議発第2号 農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会、常磐自動車道建設促進特別委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長から、議会規則第70条の規定により、お手持ち配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第25 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第25、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についてを議題

といたします。

教育福祉常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第68条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本件に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成20年6月第10回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 小野 一雄

署名議員 熊澤 勇